

平塚市子ども・子育て支援事業計画策定部会設置要綱

(趣 旨)

第1条 子ども・子育て支援法第61条の規定による平塚市子ども・子育て支援事業計画並びに次世代育成支援対策推進法第8条の規定による平塚市次世代育成支援行動計画を策定するため、平塚市子ども・子育て支援事業計画策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定部会は、子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、調査及び検討を行うものとする。

2 平塚市子ども・子育て支援事業計画は、平塚市次世代育成支援行動計画を含むものとする。

(組 織)

第3条 策定部会は、関係各課の職員25人以内で組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、策定部会を代表し、会務を総理し、策定部会の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招 集)

第5条 策定部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(意見等の聴取)

第6条 部会長は、策定部会の運営上必要があると認めたときは、部会員以外の者を策定部会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 策定部会に係る庶務については、健康・こども部保育課において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。